

# 調査の場所

調査票には あなたの世帯に  
ふだん住んでいる人を回答してください

## ふだん住んでいる人とは

住民票などの届出に関係なく **6月13日(木)現在** あなたの世帯に

- ◆ すでに3か月以上住んでいる人
- ◆ まだ3か月にならないが 3か月以上にわたって住むことになっている人

※ 家族以外の人でも、あなたの世帯に3か月以上滞在しているか、滞在することになっている人がいる場合は、その人も記入してください。

**!** 次の人たちは、それぞれに示す場所で調査することになっています。  
※ 家族の中に次の人たちがいる場合は、記入にあたって注意してください。

事 例	調査する場所 (調査票を記入いただくところ)
● 旅行、出張、出かせぎなどで一時的に不在の人	自宅を不在にする期間が 3か月未満のとき……… 自 宅 3か月以上にわたるとき……… 旅行先、出張先、出かせぎ先など
● 学校の学生寮・寄宿舎、下宿屋などから通学している学生・生徒	その学生寮・寄宿舎、下宿屋
● 病院・療養所などに入院している人	入院してから 3か月にならない人……… 自 宅 すでに3か月以上の人……… 入院先
● 社会福祉施設(老人ホーム)などに入所している人	入所している期間が すでに3か月以上経過している人……… 入所先 3か月に満たない人で、 3か月以上入所することになっている人……… 入所先 3か月以上入所しない人……… 自 宅
● 船に乗り組んでいる人	自 宅
● 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者	その営舎又は艦船
● 刑務所・拘置所に収容されている人のうち、刑の決まっている人	収容されているところ
● 少年院・婦人補導院に収容されている人	収容されているところ
● 3か月以上にわたって住んでいるところも住むことになっているところもない人	現在いる場所
● 2か所に住居をもっている人	ふだん寝泊まりする日数の多い住居

**Q&A** 《問》 アパートを借りて住んでいる学生で、6月13日に帰省している人はどこで調査するのですか？  
 (答) 帰省する期間が3か月未満の場合 → 住んでいるアパート  
 帰省する期間が3か月以上の場合 → 帰省先  
 ※ 帰省先から戻った際(アパートに帰宅した際)に調査票が配布されていた場合は、お住まいの市区町村にご連絡ください。  
 ※ 学校の学生寮・寄宿舎に住んでいる学生は、帰省する期間にかかわらず学生寮・寄宿舎で調査します。

# 世帯の決め方

調査票は **世帯ごとに** 記入してください

## 世帯とは

- ◆ 一般の家庭のように住居と生計をともにしている人びとの集まりを一つの世帯
- ◆ 一人で 1戸をかまえている人は 一人で一つの世帯

**!** 親夫婦と子夫婦が同じ建物に住んでいても、次のいずれかにあてはまる場合には、別の世帯とします。世帯ごとに、別の調査票に記入してください。

- 親夫婦と子夫婦とで生計を別れている
- 親夫婦と子夫婦とで居住部分が独立している

「居住部分が独立している」とは、具体的には、次の①、②の両方にあてはまる場合をいいます。

- ① 親夫婦と子夫婦の居住部分が完全に仕切られていること
- ② それぞれの居住部分に専用の出入口・炊事用流し・トイレがあること  
(共用でも、他方の居住部分を通らずにいつでも使える場合も含む。)



**!** 次の人たちは、それぞれに示すように世帯を決めます。

事 例	世帯の決め方
● 間借り・下宿をしている人 (ルームシェア・シェアハウスを含む)	単身者……… 一人で一つの世帯 兄弟など 家族が一緒……… 家族ごとに一つの世帯とします
● 住み込みで働いている単身者	雇主の家に同居……… 雇主の世帯に含めます 雇主と別の建物に居住……… 雇主とは別の世帯
● 会社や官公庁などの独身寮・寄宿舎に住んでいる単身者	一人で一つの世帯

※ 世帯が別になる場合は、それぞれの世帯ごとに調査票が必要になりますので、調査票の追加が必要なときは、お住まいの市区町村にご連絡ください。  
 (郵送で提出する場合は、それぞれの世帯ごとに『郵送提出用封筒』も必要になりますので、『郵送提出用封筒』の追加が必要なときは、併せてご連絡ください。)

4~15ページを参考にして 調査票に記入してください